

周知の埋蔵文化財包蔵地西方遺跡の範囲変更について

1 基礎情報

文化財の種類：周知の埋蔵文化財包蔵地

神奈川県・茅ヶ崎市 NO.1 西方遺跡

史跡下寺尾官衙遺跡群、下寺尾西方遺跡を含む包蔵地

2 範囲変更の経緯

西方遺跡包蔵地範囲外東側複数地点において、古墳時代後期の竪穴建物址や縄文時代の竪穴建物や土坑、ピットなどを確認しました。現在包蔵地外となっているため、神奈川県教育委員会と調整し、範囲の拡大、分割を行います。

3 範囲変更の内容

A 地点（資料4-2）では、古墳時代後期の竪穴建物址が確認されており、B 地点においても、縄文時代のピットが確認され、C 地点において縄文時代の土坑が確認されました。また、D 地点においては、古墳時代後期の竪穴状遺構が確認された際に範囲を拡大しています。

茅ヶ崎市では、基本的に大正時代の字の境界を遺跡の境界とし、さらに範囲が広大な場合には道路等の境界を利用して A、B、C…と遺跡範囲を分割しています。資料4-2の包蔵地番号23番の図面上の2と3の間の南北方向の道路が字西方と字北方の境であることが、昭和2年に作図された小出村地図から判明しました。

なお、No.165は横穴墓として周知されています。

No.1 西方遺跡から No.135 東方 A 遺跡までは同様の台地地形が続くことから、字北方の範囲は No.137 北方 A 遺跡、No.166 北方 C 遺跡の範囲を拡大し、西方遺跡の東側を字西方と字北方の境に変更します。

変更範囲につきましては、神奈川県教育委員会と協議を経て確定します。